

事 務 連 絡  
令和 2 年 5 月 4 日

都道府県  
各 保健所設置市 衛生主管部（局） 御中  
特 別 区

都道府県  
各 指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中  
中 核 市

厚生労働省健康局結核感染症課  
厚生労働省老健局老人保健課

「介護老人保健施設等における感染拡大防止のための留意点について」  
（令和 2 年 5 月 4 日付事務連絡）に関する Q & A について

介護老人保健施設等における感染拡大防止のための留意点について、「介護老人保健施設等における感染拡大防止のための留意点について」（令和 2 年 5 月 4 日付事務連絡）でお示ししているところですが、別紙のとおり Q & A を作成しましたので、ご了知いただくとともに、管内の介護老人保健施設等に周知をお願いいたします。

問 令和2年5月4日事務連絡「介護老人保健施設等における感染拡大防止のための留意点について」の「3. 都道府県における取組」における「感染者が当該施設で入所継続可能な状態」とは具体的にどのような状態か。

(答)

基本的には、無症候又はそれに準ずる状態が想定されるが、一時的な入所継続に関しては、当該施設の提供可能な医療の内容等も勘案し、都道府県と施設の間で丁寧に合意を得るべきものとする。